

協議第 2 4 号

「町名、字名の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

町名、字名の取扱い
字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定める。

第 2 回協議会（平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日） 継続協議

町名・字名の取扱い
1 字の名称及び区域は、現行のとおりとする。 2 有田町の中中部、西部及び西有田町における住居表示の実施については、新町において検討する。

協議第 3 8 号

「下水道事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

下水道事業の取扱い

- 1 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。
- 2 各事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。
- 3 各事業の負担金及び加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。
- 4 受益者負担金前納報奨金制度、積立奨励金制度及び水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
- 5 合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。

第 4 回協議会（平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日） 継続協議

協議第 4 8 号

「地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い

有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会を新町において 5 年間設置する。

各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 回協議会（平成 16 年 12 月 24 日）継続協議

地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い

有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会を新町において設置する。

各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

協議第50号

「行政区の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成17年1月11日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

行政区の取扱い

- 1 行政区は、現行のとおりとし、合併後調整する。
- 2 行政連絡員、区長及び行政連絡補助員制度は、現行のとおりとし、名称は、区長及び連絡員とする。
- 3 区行政補助費は、合併までに調整し、新町において定める。
- 4 公民分館長及び自治公民館長制度は、現行のとおりとし、名称は、自治公民館長とする。
- 5 自治公民館運営費補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- 6 自治公民館建設補助金は、合併後速やかに調整する。